

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
1	下 12	資料 1 - 36 岡山県災害保健医療調整本部等設置要綱	資料 1 - 36 岡山県災害保健医療福祉調整本部等設置要綱	要綱改正のため
2	20	<u>条例協定等 2 - 17 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書</u>	(削除)	新規協定締結による失効
3	4	<u>条例協定等 2 - 43 災害時における避難施設利用に関する協定書</u>	(削除)	対象施設（敬愛園）の閉鎖に伴う失効
	31	<u>(新設)</u>	条例協定等 2 - 68 災害等の発生時における応急・復旧活動の支援に関する協定書	新規協定締結
	32	<u>(新設)</u>	条例協定等 2 - 69 災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書	新規協定締結
6	13	資料 1 - 36 岡山県災害保健医療調整本部等設置要綱	資料 1 - 36 岡山県災害保健医療福祉調整本部等設置要綱	要綱改正のため
8	表中	資料 1 - 3 山地災害危険地区 (1) 山腹崩壊危険地区 42 金風呂 保安林指定の指定 <u>無</u>	資料 1 - 3 山地災害危険地区 (1) 山腹崩壊危険地区 42 金風呂 保安林指定の指定 <u>有</u>	県農林水産部からの修正意見
		(2) 崩壊土砂流危険区域	(2) 崩壊土砂流出危険地区	

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由																														
12	表中	<p><u>(新設)</u></p> <p>番号 <u>31~44</u></p>	<p>番号 31</p> <p>箇所番号 205-047-001</p> <p>地区名 山中</p> <p>所在地 広浜 山中</p> <p>保安林指定の有無 無</p> <p>番号 32~45</p>	<p>新設による番号繰下げ</p>																														
29	表中	<p>資料 1 - 4 河川等重要水防箇所等</p> <p>(4) その他排水路</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>地区</th> <th>所在地(小字)</th> <th>排水施設名</th> <th>要対策区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No. 2</td> <td>走出</td> <td>井立</td> <td>井立排水路</td> <td><u>50m</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	No	地区	所在地(小字)	排水施設名	要対策区間	No. 2	走出	井立	井立排水路	<u>50m</u>	<p>資料 1 - 4 河川等重要水防箇所等</p> <p>(4) その他排水路</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>地区</th> <th>所在地(小字)</th> <th>排水施設名</th> <th>要対策区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No. 2</td> <td>走出</td> <td>井立</td> <td>井立排水路</td> <td>110m</td> </tr> <tr> <td>No. 3 3</td> <td>西大島</td> <td>小黒崎</td> <td>小黒崎排水路</td> <td>100m</td> </tr> <tr> <td>No. 3 4</td> <td>神島</td> <td>カウ平前</td> <td>カウ平前排水路</td> <td>30m</td> </tr> </tbody> </table>	No	地区	所在地(小字)	排水施設名	要対策区間	No. 2	走出	井立	井立排水路	110m	No. 3 3	西大島	小黒崎	小黒崎排水路	100m	No. 3 4	神島	カウ平前	カウ平前排水路	30m	<p>位置図及び要対策区間の变更项目を新規追加</p>
No	地区	所在地(小字)	排水施設名	要対策区間																														
No. 2	走出	井立	井立排水路	<u>50m</u>																														
No	地区	所在地(小字)	排水施設名	要対策区間																														
No. 2	走出	井立	井立排水路	110m																														
No. 3 3	西大島	小黒崎	小黒崎排水路	100m																														
No. 3 4	神島	カウ平前	カウ平前排水路	30m																														
30	図中	<p>その他排水路地図</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>その他排水路地図</p> <p>別紙(P2~3)のとおり</p>																															
38	表中	<p>資料 1 - 7 防災重点ため池一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ため池番号</th> <th>ため池名称</th> <th>ため池名称ふりがな</th> <th>地区名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>332050054</u></td> <td><u>才ノ峠池</u></td> <td><u>さいのたわいけ</u></td> <td><u>用之江</u></td> </tr> <tr> <td><u>332050073</u></td> <td><u>山畑池</u></td> <td><u>やまばたいけ</u></td> <td><u>大耳</u></td> </tr> </tbody> </table>	ため池番号	ため池名称	ため池名称ふりがな	地区名	<u>332050054</u>	<u>才ノ峠池</u>	<u>さいのたわいけ</u>	<u>用之江</u>	<u>332050073</u>	<u>山畑池</u>	<u>やまばたいけ</u>	<u>大耳</u>	<p>資料 1 - 7 防災重点ため池一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ため池番号</th> <th>ため池名称</th> <th>ため池名称ふりがな</th> <th>地区名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	ため池番号	ため池名称	ため池名称ふりがな	地区名	(削除)				(削除)				<p>池としての機能を果たしていないため削除</p>						
ため池番号	ため池名称	ため池名称ふりがな	地区名																															
<u>332050054</u>	<u>才ノ峠池</u>	<u>さいのたわいけ</u>	<u>用之江</u>																															
<u>332050073</u>	<u>山畑池</u>	<u>やまばたいけ</u>	<u>大耳</u>																															
ため池番号	ため池名称	ため池名称ふりがな	地区名																															
(削除)																																		
(削除)																																		

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
44	表中	資料 1 - 8 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所 「大工浜」	資料 1 - 8 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所 「大工ノ浜」	
45	表中	<u>(新設)</u>	区域名 宮地中 位置 笠岡 摘要 R.4.4.8 県告第 213 号 現況 着手	県からの 修正意見
50	表中	資料 1 - 16 消防力一覧表 ○笠岡地区消防（笠岡市のみ）（令和 4 年 10 月 31 日現在） 消防本部（署） 北出張所 計 職員数 75 14 89 ○笠岡市消防団 （令和 4 年 10 月 31 日現在） 団員数（実員） 団本部 25 笠岡分団 80 今井分団 57 金浦分団 62 城見分団 53	資料 1 - 16 消防力一覧表 ○笠岡地区消防組合（笠岡市のみ）（令和 5 年 10 月 31 日現在） 消防本部（署） 北出張所 計 職員数 73 15 88 ○笠岡市消防団 （令和 5 年 10 月 31 日現在） 団員数（実員） 団本部 23 笠岡分団 78 今井分団 58 金浦分団 60 城見分団 54	時点修正 値の修正 時点修正 値の修正

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
		陶山分団 48 大井分団 <u>73</u> 吉田分団 48 新山分団 <u>41</u> 北川分団 <u>66</u> 神内分団 <u>76</u> 大島分団 <u>83</u> 神外分団 <u>58</u> 白石島分団 47 北木島分団 <u>59</u> 真鍋島分団 <u>37</u> 計 <u>913</u>	陶山分団 48 大井分団 <u>72</u> 吉田分団 48 新山分団 <u>40</u> 北川分団 <u>65</u> 神内分団 <u>77</u> 大島分団 <u>82</u> 神外分団 <u>55</u> 白石島分団 47 北木島分団 <u>57</u> 真鍋島分団 <u>41</u> 計 <u>905</u>	
51	表中	資料 1 - 17 消防現有水利調（令和 <u>4</u> 年 10 月 31 日現在） 消火栓 井戸 40 m ³ 以上 金浦 <u>94</u> 1 北川 71 <u>1</u> 計 <u>1,232</u> <u>3</u>	資料 1 - 17 消防現有水利調（令和 <u>5</u> 年 10 月 31 日現在） 消火栓 井戸 40 m ³ 以上 金浦 <u>95</u> 1 北川 71 <u>0</u> 計 <u>1,233</u> <u>2</u>	時点修正 値の修正

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
54	表中	資料 1 - 19 避難所及び指定避難場所一覧表 指定避難所及び指定緊急避難場所（兼用施設） 施設番号 11 名称 市立今井小学校	資料 1 - 19 避難所及び指定避難場所一覧表 指定避難所及び指定緊急避難場所（兼用施設） 施設番号 11 名称 旧市立今井小学校	R 4 年度 末で廃校 となった ため
57	表中	資料 1 - 19 避難所及び指定避難場所一覧表 指定避難所及び指定緊急避難場所（兼用施設） 施設番号 56 名称 市立真鍋中学校 面積 収容人員 避難所施設（校舎等） 925 m ² 308 人 避難所施設（体育館等） 160 m ² 53 人 避難所計 1,085 m ² 361 人 避難用地（グラウンド等） 1,018 m ² 1,018 人 避難場所計 2,103 m ² 2,103 人 施設番号 69 名称 敬愛園	資料 1 - 19 避難所及び指定避難場所一覧表 指定避難所及び指定緊急避難場所（兼用施設） 施設番号 56 名称 市立真鍋中学校 面積 収容人員 避難所施設（校舎等） 0 m ² 0 人 避難所施設（体育館等） 160 m ² 53 人 避難所計 160 m ² 53 人 避難用地（グラウンド等） 1,018 m ² 1,018 人 避難場所計 1,178 m ² 1,178 人 施設番号 (削除) 名称 (削除)	真鍋中の 校舎は耐 震不十分 で立入禁 止のため 削除 敬愛園は R5.3.31 に閉園の ため削除
59	表中	福祉避難所一覧表 <u>10 岡山県西部地区養護老人ホーム 敬愛園</u> <u>11 特別養護老人ホーム 海</u>	福祉避難所一覧表 (削除) 10 特別養護老人ホーム 海	施設閉鎖 のため削 除 番号繰上

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
63	表題	資料 1 - 24 市内病院 <u>(含救急指定)</u> 一覧表	資料 1 - 24 市内病院一覧表	旧名称を削除
67	表中	資料 1 - 33 同報系デジタル防災行政無線通信及び放送施設 無線局設置場所 今井小学校	料 1 - 33 同報系デジタル防災行政無線通信及び放送施設 無線局設置場所 旧 今井小学校	R 4 年度末で廃校となったため
79~ 82	要綱 全体	資料 1 - 36 岡山県災害保健医療調整本部等設置要綱 <u>(削除)</u>	資料 1 - 36 岡山県災害保健医療福祉調整本部等設置要綱 改正後の要綱に差替, 別紙 (P 4 ~ 7) のとおり	要綱改正のため
91~ 104	表中	資料 1 - 40 土砂災害警戒区域等指定箇所	資料 1 - 40 土砂災害警戒区域等指定箇所 別紙 (P 8 ~ 20) のとおり	県からの修正意見
105	表中	資料 1 - 41 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表 <u>4 笠岡市立外浦保育所</u> <u>5 まや保育園</u> <u>6~7</u> <u>8 笠岡市立今井小学校</u> <u>9~35</u>	資料 1 - 41 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表 4 (削除) 4 まやこども園 5~6 8 (削除) 7~33	休園, 廃校, 施設閉鎖及び名称変更 削除によ

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
		<p><u>36</u> <u>デイサービス いこい</u></p> <p><u>37</u>～<u>48</u></p> <p><u>49</u> <u>養護老人ホーム 敬愛園</u></p> <p><u>50</u> 重度障害支援センターすまいるキッズ</p>	<p>36 (削除)</p> <p>34～45</p> <p>49 (削除)</p> <p>46 重度障害支援センターすまいるキッズ</p>	<p>番号繰上げ</p>
109	表中	<p>資料1-44 災害拠点病院</p> <p>(2) 地域災害拠点病院</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>資料1-44 災害拠点病院</p> <p>(2) 地域災害拠点病院</p> <p>(上から6番目になるように挿入)</p> <p>病院名 岡山西大寺病院</p> <p>〒 704-8194</p> <p>所在地 岡山市東区金岡東町1丁目1番70号</p> <p>電話番号 086-943-2211</p>	<p>岡山県備中保健所井笠支所からの修正意見</p> <p>R5.3.31に災害拠点病院に指定</p>
109	表中	<p>資料1-45 緊急避難路一覧表</p> <p>(1) 緊急避難路一覧表</p> <p>名称</p> <p>市道笠岡159号線西ノ浜新田西ノ浜線</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>資料1-45 緊急避難路一覧表</p> <p>(1) 緊急避難路一覧表</p> <p>名称</p> <p>市道笠岡159号線西ノ浜新田西ノ浜線</p> <p>市道神島349号見崎越迫見崎トワラビ線</p> <p>市道神島外浦線</p> <p>市道大島中237号向大空線</p>	<p>緊急避難路の新規追加</p>

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
			<p>市道走出 146 号寺山線 市道有田 93 号惣津池下才ノ峠線 市道神島 177 号東村平山線 市道神島 183 号中村天王替地中村射場線 市道吉浜 15 号鏡壺号線 市道用之江 130 号上ノ谷金正前線 市道用之江大迫線 市道白石島 100 号塚ノ平塚ノ前線 市道吉浜 21 号底樋鏡壺号線</p>	
116	表中	<p>条例協定等 <u>条例協定等 2-17 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書</u></p>	<p>条例協定等 (削除)</p>	新規協定締結による失効
117	表中	<p>条例協定等 <u>条例協定等 2-43 災害時における避難施設利用に関する協定書</u></p>	<p>条例協定等 (削除)</p>	対象施設（敬愛園）の閉鎖により協定失効
118	表中	<p>条例協定等 <u>(新設)</u></p>	<p>条例協定等 条例協定等 2-68 災害等の発生時における応急・復旧活動の支援に関する協定書 条例協定等 2-69 災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書</p>	新規協定締結

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
121	表中	笠岡市防災会議委員 笠岡市立市民病院 <u>副院長</u>	笠岡市防災会議委員 笠岡市立市民病院 看護部長	現委員の 役職に整 合
129	図中	別表第1（第4条関係） 笠岡市災害対策本部組織表 政策部（企画政策班，秘書班，定住促進班，協働のまち づくり班） （部長，政策部長） 健康福祉部（地域包括ケア推進班， <u>病院建設推進班</u> 地域福祉班，長寿支援班，健康推進班， 恵風荘班） （部長，健康福祉部長） 市民病院部（診療班，薬剤班，看護班，事務班） （部長， <u>院長</u> ）	別表第1（第4条関係） 笠岡市災害対策本部組織表 政策部（企画政策班，秘書班，定住促進班，協働のまち づくり班， デジタル推進班 ） （部長，政策部長） 健康福祉部（地域包括ケア推進班， 地域福祉班，長寿支援班，健康推進班， 恵風荘班） （部長，健康福祉部長） 市民病院部（診療班，薬剤班，看護班，事務班， 病院建 設推進班 ） （部長， 病院事業管理者 ） 別紙（P21～22）のとおり	組織改編 に伴う修 正

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
132 135 142	表中	別表第2（第6条関係） 班の編成及び所掌事務 <u>（組織改編）</u>	別表第2（第6条関係） 班の編成及び所掌事務 デジタル推進班を追加 病院建設推進班を健康福祉部から市民病院部へ変更 別紙（P23～36）のとおり	組織改編 に伴う修 正
162	表中	別表第1（2条関係） （1）収容施設の供与 2 応急仮設住宅 支出経費 <u>「6,285,000円」</u>	別表第1（2条関係） （1）収容施設の供与 2 応急仮設住宅 支出経費 「6,775,000円」	県からの 修正意見
165	表中	（6）災害にかかった住宅の応急修理 支出経費 1世帯当たり <u>655,000円</u> 以内 ※準半壊の場合 <u>318,000円</u> 以内	（6）災害にかかった住宅の応急修理 支出経費 1世帯当たり 706,000円 以内 ※準半壊の場合 343,000円 以内	
189	協定 全体	条例協定等2-17 災害時における応急対策業務の実施 に関する協定書	（削除）	新規協定 締結によ る失効

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
208	協定 全体	条例協定等 2-22 岡山県消防防災ヘリコプター支援協定	条例協定等 2-22 岡山県消防防災ヘリコプター支援協定 「岡山県消防防災ヘリコプター支援協定変更協定（平成26年3月24日）」を追加 別紙（P37～41）のとおり	変更協定を追加
274	協定 全体	条例協定等 2-43 災害時における避難施設利用に関する協定書	（削除）	対象施設（敬愛園）の閉鎖に伴う協定失効
351	ページ 全体	<u>（新設）</u>	条例協定等 2-68 災害等の発生時における応急・復旧活動の支援に関する協定書 岡山県建設業協会笠岡支部・萩原工業株式会社・株式会社アクティオ中国支店・三共リース株式会社 鴨方営業所・株式会社東洋リース 浅口営業所 協定書本文 別紙（P42～44）のとおり	新規協定締結
354	ページ 全体	<u>（新設）</u>	条例協定等 2-69 災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書 坂本産業株式会社 協定書本文 別紙（P45～49）のとおり	新規協定締結

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由																								
362	表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>記入要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>住家が<u>滅失した</u>もので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達した<u>もの又は住家の主要構成部（壁、柱、はり、屋根又は階段）の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度</u>のものとする。</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>住家の損壊が<u>甚しい</u>が、補修すれば元どおりに使用できるもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ面積の20%以上70%未満の<u>もの又は住家の主要構成部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの</u>とする。</td> </tr> <tr> <td>一部破損</td> <td>全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>住家の床より<u>上に浸水したもの及び全壊又は半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないもの</u>とする。</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	記入要領	全壊	住家が <u>滅失した</u> もので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達した <u>もの又は住家の主要構成部（壁、柱、はり、屋根又は階段）の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度</u> のものとする。	半壊	住家の損壊が <u>甚しい</u> が、補修すれば元どおりに使用できるもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ面積の20%以上70%未満の <u>もの又は住家の主要構成部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの</u> とする。	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	床上浸水	住家の床より <u>上に浸水したもの及び全壊又は半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないもの</u> とする。	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>記入要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>住家がその居住のための<u>基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難な</u>もので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した<u>程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度</u>のものとする。</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>住家がその居住のための<u>基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度</u>のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満の<u>もの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの</u>とする。</td> </tr> <tr> <td>一部破損</td> <td>全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（<u>床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く。</u>）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>全壊及び半壊に該当しない場合において、<u>住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの</u>とする。</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td><u>全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水に至らない程度に浸水したもの</u>とする。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	記入要領	全壊	住家がその居住のための <u>基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難な</u> もので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した <u>程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度</u> のものとする。	半壊	住家がその居住のための <u>基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度</u> のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満の <u>もの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの</u> とする。	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（ <u>床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く。</u> ）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、 <u>住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの</u> とする。	床下浸水	<u>全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水に至らない程度に浸水したもの</u> とする。	災害報告取扱要領の一部改正を踏まえた修正
		項目	記入要領																									
全壊	住家が <u>滅失した</u> もので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達した <u>もの又は住家の主要構成部（壁、柱、はり、屋根又は階段）の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度</u> のものとする。																											
半壊	住家の損壊が <u>甚しい</u> が、補修すれば元どおりに使用できるもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ面積の20%以上70%未満の <u>もの又は住家の主要構成部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの</u> とする。																											
一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。																											
床上浸水	住家の床より <u>上に浸水したもの及び全壊又は半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないもの</u> とする。																											
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。																											
項目	記入要領																											
全壊	住家がその居住のための <u>基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難な</u> もので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した <u>程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度</u> のものとする。																											
半壊	住家がその居住のための <u>基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度</u> のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満の <u>もの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの</u> とする。																											
一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（ <u>床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く。</u> ）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。																											
床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、 <u>住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの</u> とする。																											
床下浸水	<u>全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水に至らない程度に浸水したもの</u> とする。																											

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由																								
364	表中	<table border="1" data-bbox="376 268 1146 699"> <thead> <tr> <th data-bbox="376 268 454 323"></th> <th data-bbox="454 268 736 323">項目</th> <th data-bbox="736 268 1146 323">記入要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="376 323 454 408" rowspan="4">被害額</td> <td data-bbox="454 323 736 408">公立文教施設</td> <td data-bbox="736 323 1146 408">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 408 736 493">農林水産業施設</td> <td data-bbox="736 408 1146 493">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 493 736 577">公共土木施設</td> <td data-bbox="736 493 1146 577">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 577 736 699">その他の公共施設</td> <td data-bbox="736 577 1146 699">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="465 710 1133 970">(注) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、<u>査定額を記入し</u>、未査定額（被害見込額）は<u>括弧外書きするものとする。</u></p>		項目	記入要領	被害額	公立文教施設	(略)	農林水産業施設	(略)	公共土木施設	(略)	その他の公共施設	(略)	<table border="1" data-bbox="1178 268 1948 699"> <thead> <tr> <th data-bbox="1178 268 1256 323"></th> <th data-bbox="1256 268 1538 323">項目</th> <th data-bbox="1538 268 1948 323">記入要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1178 323 1256 408" rowspan="4">被害額</td> <td data-bbox="1256 323 1538 408">公立文教施設</td> <td data-bbox="1538 323 1948 408">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 408 1538 493">農林水産業施設</td> <td data-bbox="1538 408 1948 493">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 493 1538 577">公共土木施設</td> <td data-bbox="1538 493 1948 577">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 577 1538 699">その他の公共施設</td> <td data-bbox="1538 577 1948 699">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1267 710 1935 914">(注) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。</p>		項目	記入要領	被害額	公立文教施設	(略)	農林水産業施設	(略)	公共土木施設	(略)	その他の公共施設	(略)	<p data-bbox="1989 592 2110 847">災害報告取扱要領の一部改正を踏まえた修正</p>
	項目	記入要領																										
被害額	公立文教施設	(略)																										
	農林水産業施設	(略)																										
	公共土木施設	(略)																										
	その他の公共施設	(略)																										
	項目	記入要領																										
被害額	公立文教施設	(略)																										
	農林水産業施設	(略)																										
	公共土木施設	(略)																										
	その他の公共施設	(略)																										

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
390	表下 注釈	<p>様式 6-27 埋葬台帳</p> <p>(注) (1) 埋葬を<u>行なった</u>ものが、市長であるときは(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 埋葬を<u>行なった</u>者に埋葬費を支給したときは(略)</p>	<p>様式 6-27 埋葬台帳</p> <p>(注) (1) 埋葬を<u>行った</u>ものが、市長であるときは(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 埋葬を<u>行った</u>者に埋葬費を支給したときは(略)</p>	送り仮名の修正